

(経過措置)

新使用料は令和8年4月1日（水）以降の**利用許可証の交付日**から適用します。

ただし、**令和8年3月末日までに利用申請し**、市または指定管理者から**利用許可証の交付**を受けた場合は**改定前の使用料**になります。

(例) 令和8年4月10日（金）の施設予約を行う場合

